

埼玉医科大学病院における利益相反の基準

自己申告する事項

<研究者本人及び研究者が所属する診療科について>

- 1) 研究費・研究支援：
企業から受け入れられる共同研究費、受託研究費及び奨学（奨励）寄付金
- 2) 講演料・原稿料等
- 3) アドバイザー・コンサルタント料
- 4) 特許保持：企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬
- 5) 雇用：企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無
- 6) 株式保有：株の保有と、その株式から得られる利益（最近1年間の本株式による利益）
- 7) その他：研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など

自己申告の基準：「深刻なCOIの状態」とは

当該職員が臨床研究を実施中であって、その課題と関係のある企業等※1について、下記のいずれかに該当する状態にあること。

- ・研究者が所属する研究部門が年間 **200** 万円を超える産学連携活動に関わる資金の提供を受けている。
- ・個人的に **100** 万円を超える収入を得ている。
- ・当該研究者と生計を一にする配偶者および一親等の者が、一定以上の株を保有している。
- ・他、経済的な利益関係が強いと判断される事項

※1 企業等：営利を目的とする外部機関。企業によって設立された財団を含む。

<「深刻なCOIの状態」に対する対応措置の例>

- (1) 経済的な利益関係の一般への開示
- (2) 独立した評価者による研究のモニタリング
- (3) 研究計画の修正
- (4) 独立した者によるデータの集計及び解析など
- (5) 研究への参加形態の変更
- (6) 当該研究への参加の取りやめ
- (7) 経済的な利益の放棄 など